

◆8月の相談件数のまとめ

先月は約1,700件の相談や情報提供が寄せられました。そのうち、70歳以上の方からの相談は、約240件でした。

一番多く寄せられた相談内容は「通信契約」に関する相談でした。「大手事業者を名乗り『大家の依頼で来た』と言われたので電話の回線契約だと思い契約したが、よく見ると光回線の契約だった」「『千円安くなる』と言われて契約したが、高くなった」等

その他には「隣家に回線事業者が訪問していたので『隣家の人はパソコン持っていませんよ』と言うと突っかかってきた」という情報提供も寄せられました。

ご近所同士で気にかけることにより、消費者被害に気付いたり、被害防止をすることもできますので、お互いに声をかけあうなど見守り活動をお願いします。

訪問事業者から脅される等、威圧的な方法による勧誘で、恐怖・不安を感じた場合は、すぐに警察へ相談しましょう。

また、近所の方が消費者トラブルに困っているようでしたら、消費者センターに相談することを勧めてください。

他には年間通じて多く寄せられる「[アダルトサイトの架空・不当請求](#)」や、特に高齢の方に多い「[新聞の購読契約](#)」に関する相談も寄せられました。

◆不審な電話は相手にしないようにしましょう！

「『こちらは裁判所です。以前購入した健康食品の未払い分があり、現在300万円になっているので、家を差し押さえることになる』という電話が毎月かかってくる。『知りません』と言って何度も電話を切っているが不安になった。無視して大丈夫か』という相談が寄せられました。(80代 女性)



このように裁判所関係者であるかのような不審な電話やメール、郵便物などが送られてくるといった相談が寄せられています。

裁判を起こされたことを知らせるために、裁判所が電話で連絡をしたり、電子メールへの返信を求めたりすることはありません。

また、裁判員制度に関して裁判所の職員等をかたる不審な電話にもご注意ください。少しでも不審に思ったら、[最寄りの裁判所](#)にお問い合わせください。

◆大阪市消費者センター (住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

八月の相談受付分のまとめ



契約する前にひと呼吸

